

介護職員処遇改善加算額及び福祉・介護職員処遇改善加算額（処遇改善加算）支給規定

処遇改善加算による昇給と対象者は、介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算の対象者に基づき次のとおり決定し支給する。

この規定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

- (1) 対象者は介護職員処遇改善加算の対象事業所の介護職員（兼務により従事している者も対象とする）又は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象事業所の生活支援員、世話人、職業指導員等（兼務により従事している者も対象とする）とする。
令和3年度4月1日現在の介護職員処遇改善加算の対象者は705人で、常勤換算数で549.1人を見込んでいる。福祉・介護職員処遇改善加算の対象者は174人で、常勤換算数で142.5人を見込んでいる。
- (2) 介護職員処遇改善加算による昇給（平成20年度の給与水準にH23年度までの法人独自の賃金改善を含めた額と比較して）は次の通りとする。
基本給：常勤換算数で1人平均月額38,774円増額する。（非常勤・パート職員の時給による昇給も含まれる）
役職手当：常勤換算数で1人平均月額1,466円増額する。
資格手当：常勤換算数で1人平均月額1,965円増額する。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算による昇給（平成20年度の給与水準にH23年度までの法人独自の賃金改善を含めた額と比較して）は次の通りとする。
基本給：常勤換算数で1人平均月額30,760円増額する。（非常勤・パート職員の時給による昇給も含まれる）
役職手当：常勤換算数で1人平均月額281円増額する。
資格手当：常勤換算数で1人平均月額1,305円増額する。